

令和4年第2回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第2回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和4年6月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年6月 定例会
(第2回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和4年6月9日

水巻町議会

令和4年第2回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和4年6月9日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 議案第18号

議長（白石雄二）

日程第1、議案第18号 令和4年度水巻町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

議案第18号 令和4年度水巻町一般会計補正予算(第2号)について。

今回の補正予算は、国の施策であります「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」及び「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」の支給に必要な経費を計上するとともに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、物価の高騰の影響を受ける町民の方や事業者を支援するための町独自の事業を実施するなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7600万円を追加いたしまして、108億4000万円としております。

歳出予算につきましては、民生費において、国の施策である「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」及び「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」のほか、町独自の施策として、国の給付金の対象外となる子育て世帯へ、子供1人当たり2万5000円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付金」給付事業を実施したいと考えております。

そのほか、自宅療養者の増加に伴い、「感染症自宅療養者等生活支援サービス事業委託料」に不足が生じることから、1000万円を追加するものです。

次に、商工費において、商工会が発行する第2弾の「プレミアム付商品券」のプレミアム分の一部を補助する「地域活性化事業補助金」3000万円を計上しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金1億6900万7000円、前年度繰越金699万3000円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですね。1億1900万余りが、今回、水巻町に交付されると。——された、ということですかね。それをどう、町民のために使うかということですか。

国がですね、コロナ禍において、原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や、事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、この交付金を創設したということでございます。

それでですね、国のメニューとしてありますのが、いろいろ生活支援としては、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業。取組例として、生活に困窮する方々の生活支援、住民税非課税世帯への臨時特別給付金の横出し支援とか、学校給食費等の負担軽減、子育て世帯の支援、これを書いてありますここに、水巻町は子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せということで、8500万円が使われていると。使われるということで、補正予算上がっております。

それとあと3000万円がプレミアム商品券発行補助として3000万円。で、そのうちの500万は、交付金のうちの500万は、生活支援サービスのほうのですね、コロナ療養にも回されているという、先日の説明でございました。

政策会議でこのようなことを決められたということだと思いますが、各課からいろいろな施策案が上がってきた、最終決定がこれになったんだろうと思いますので、ここに至るまでのですね、各課からどのような提案があり、どのようなことでこの施策を決定したのか、その経過について説明をいただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

こちらの臨時交付金につきましては、4月28日に、福岡県より交付限度額の内示について通達がっております。

その中でも、これまでもこの臨時交付金の活用につきましては、各課に、事業の提案募集等を行った中で決定をしておりますけれども、今回につきましても時間がないということもあったんですけども、今回のこの交付金の交付趣旨にのっとりまして、今回このような形の、2本の事業という形でさせてもらっております。

物価高騰に直面する幅広い子育て世帯への日常生活や学校給食費、保育所の副食費など、幅広い生活支援という形で、今回この事業について提案をさせていただき、5月12日に政策会議を開きまして、その中で事業の採択をしております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

本当に今、物価高騰っていうことがですね、町民の皆さんの生活を大変圧迫しつつあります。

それでなかなかですね、プレミアム付商品券も、事業者の皆さんには好評だという声も伺っておりますが、そう言いながらですね、この物価高騰の中で、お客様も9割ぐらい戻ってきたような気がする。しかし、手元にお金が残っていない。やはりそれは、物価高騰のせいじゃないのでしょうかという声を、先日私も聞きました。

それとまた、今回また子育て世帯に上乘せということで、まあそれは学校給食費を負担するよりも、そうやって幅広く使っていただきたいということで、横出ししている、上乘せしているんだろうと思いますが、町民の中にはですね、「子育て世帯だけですか、また。」って、そういう声も実際ありますよね。

高齢者の方も、本当に今、年金削減。先日から、高齢者、年金をもらっている方には通知が届いていると思いますが、確実に下がっております。

そういう中で、「また子育て世帯だけですか」という声もあります。

やはり町民に分断を生まないようですね、施策というのも、私は必要ではなかったのかというふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりですね、いろんな形の事業ということが考えられますけども、これまでも、令和2年度から、臨時交付金約8億円ほど交付されておりますけれども、その中で、50ほどの事業を展開する中で、様々、町民の方一人一人に商品券をお配りする事業でありますとか、学校施設や保育所等の感染対策、また、事業者支援っていう形の事業を行っております、今回も、特に、国から示されておりますのが、子育て世帯ということも、はっきり示されておりましたので、今回このような事業に充当しております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

あのですね、国からこういうふうにお金が下りてきたら、これは、町民のために使うっていうお金ですよ。

それがやはり子育て世帯の方にとっては、本当にありがたいことだと思うし、やっぱり今、子育て世帯大変ですから、助けてあげることが、十分、それを評価をしないわけではないです。反対するものでもないんですが、やはり時間もない中で、行政の取組姿勢としてですね、時間もないからもうこれにしましょうというような、こう、スピード感を持ってじゃないですけど。

そうじゃなくてやはり住民の実態とかね、生活実態をしっかりと現場の声をね、しっかりと行政の皆さんがつかんでいただいてね、そしてやっぱりここに手当てするのがやっぱり一番、効果があるんじゃないか、町民には助かるんじゃないかと。そういう声をやっぱり日頃からつかんでいけば、また違った施策、政策がですね、出せる。じゃないかなというふうに――。

まあ、私、内部に入っておりませんから分かりませんが、私たち議員は、少なくとも、町民に直に会って町民の声をたくさん聞いております。だから、そういう声がやはり片や出てくる。本当に、年金が下げられ、物価が上がり、消費税 10%。本当に大変な、もうこれ以上もう生活できないっていう声もありますよね。

だからそのときに、今回、国は原油価格と物価高騰の対応分として、わざわざ書き込んでですね、この時期に、交付金を下ろしてきたんですよ。

そのときに、やはり幅広く町民を助けるような施策はね、やっぱりしたほうがいいんじゃないかという議論はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

議員の言われるように、交付金の活用につきましては、幅広く検討しておりますし、また、これまでも、この臨時交付金につきましては、継続的にずっと交付をされてきているという状況でございましたので、常に関係各課と、事業調整並びに、事業提案を受ける中で、私どものほうも、各課から意見を聞く中で、事業の精査をしてきたというところでございます。

その中で、今回先ほどと重複になりますけども、給食費等という部分のですね、今回、物価高騰という部分の明示もございましたので、今回この三つの事業につきまして、交付金の充当を決定いたしました。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 18 号 令和 4 年度水巻町一般会計補正予算(第 2 号)については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 2 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 2、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、水清会。はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

2 番、廣瀬です。水清会を代表いたしまして、一般質問をいたします。

まず初めに、ヤングケアラーへの支援について。

家族の介護や世話をする 18 歳未満の子供「ヤングケアラー」について、政府は 4 月 7 日、小学 6 年生を対象に実施した初の実態調査の結果を公表しました。「家族を世話している」と答えた児童は 6.5%で、約 15 人に 1 人の割合でした。

父親や母親を「世話をしている」とする小 6 児童の多くが、理由を「分からない」と答えています。

学校や周りの大人にしてもらいたいことを記入する自由記載欄には、「頑張っていることを認めてほしい」「つらさを分かしてほしい。私の気持ちを聞いてほしい」「逃げ道をつくってほしい」など、切実な訴えが つづられています。こうした悩みを誰に打ち明ければよいか分からない例や、過重な負担を抱えながら、自覚していない例もあります。

子供と日々接する学校が果たせる役割は大きく、教師らが目配りをして普段から声をかけるとともに、悩みごとを受け止めるスクールカウンセラーら専門スタッフの常駐を進めることが大切です。

ヤングケアラーは、子供として見守られるべき成長期に、重すぎる荷を引き受けています。社会全体で手を差し伸べ、支える仕組みを構築しなければなりません。

以上、毎日新聞の令和 4 年 4 月 15 日社説と 5 月 18 日の記事の一部等を引用しました。

そこでお尋ねします。

- (1) 水巻町の小・中学生で、ヤングケアラーに該当する児童・生徒は把握していますか。
- (2) 学校などで、子供にヤングケアラーの問題について説明していますか。また、一般的なお手伝いとの違いを説明していますか。
- (3) 自分が家族のケアを担っていることを自覚していない子供や、自覚していても誰にも相談できない子供も多いとのことですが、町としてどのようにしてヤングケアラーの子供を見つけ出し、手を差し伸べるお考えですか。
- (4) 当町では、ヤングケアラーを支えるためにどのような取組をお考えですか。

次に、コロナ社会の孤独・孤立について。

日々の生活で「孤独」を感じている人は約 4 割に上り、高齢者より 20～30 代が多い。国による初の調査でこうした実態が明らかになった。

背景には社会的な要因があると指摘されている。必要な支援を受けられずに孤立すれば、心身の健康を損ないかねない。

政府は孤独・孤立対策担当相を設けて対策に乗り出している。昨年 12 月、重点計画をまとめ、「居場所づくり」の推進や相談体制の整備などを打ち出した。

調査では孤独を感じやすい人の傾向が浮かび上がった。

世帯の年収が低い人や失業中の人、派遣社員で多く見られた。未婚の人や離婚した人も高い割合だった。

こうした調査結果を踏まえて、対策を再点検することが必要だ。

新型コロナウイルス禍も影響している。「人と直接会ってコミュニケーションを取ることが減った」と答えた人は約7割に上った。この1年で、孤独を感じる人が増えたという民間の調査もある。

孤独・孤立の問題に詳しい石田光規・早稲田大教授は「コロナ禍が収束しても以前のような付き合いは戻らず、他者とのつながりが薄れる人が増えるだろう」と指摘する。

高齢者の場合、介護サービスなどを通じて公的機関の目が届きやすいが、若者は孤立しても周囲に気づかれにくい。

行政やNPOからの支援を受けていない人も多い。調査では、孤独感が強い人ほど、どこに支援を求めればよいか分からない状況もうかがえた。

政府や自治体がまず力を入れなければならないのは、相談したり、支援を受けたりしやすい環境を整えることだ。

夜間にSNS（ネット交流サービス）で相談を受けている民間団体もあるが、スタッフが不足している。こうした活動を後押ししてほしい。

先進的な取組で知られる英国では、雇用や教育などさまざまな分野の政策に孤独対策の視点を盛り込んでいる。

日本も一過性の対応で終わらせてはならない。調査を重ね、実効性ある政策につなげることが求められている。

以上、毎日新聞令和4年5月25日の社説を引用しました。

そこで、お尋ねします。

- (1) 本町において孤独を感じる人はどの程度いると推計されますか。
- (2) 自殺には孤独・孤立感が深く関わっているとの指摘がありますが、どのようにお考えですか。
- (3) 居場所づくりや相談体制といった本町の取組はどのようですか。
- (4) 国は「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」をスタートさせましたが、どのようなものですか。また、町はどのような役割を担うとお考えですか。

以上、お尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、ヤングケアラーへの支援について、の御質問にお答えします。

令和3年度に発表された中学2年生、高校2年生を対象とした調査に続き、本年1月、約2万4500人の全国の小学6年生及び大学3年生を対象に「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」が厚生労働省により実施されました。

調査結果によりますと、ケアを行っている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生が6.5%、大学3年生が6.2%となっており、昨年公表されたデータでは、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%となっていたため、ヤングケアラーの割合が最も高いのは、最も年齢が低い小

学生という結果となっています。

また、小学6年生が、平日1日にケアに費やす時間は「1時間以上2時間未満」が27.4%と最も多く、「7時間以上」の特に負担が重い児童も7.1%いることが分かりました。一方、ケアをする児童の半数以上が「特にきつさは感じていない」と回答していることから、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定程度いると考えられます。

そこでまず1点目の、水巻町の小・中学生で、ヤングケアラーに該当する児童・生徒は把握していますか、とのお尋ねですが、これまで、本町独自で小学生等を対象としたヤングケアラーに関する実態調査は実施しておりませんので、現時点では、町内での実態は把握できていません。

しかし、町内の各学校に確認しましたところ、ヤングケアラーに該当する児童・生徒についての報告はあっておりませんが、児童・生徒への指導や相談等を実施する中において、疑わしいとされる児童・生徒は数名見受けられております。

ヤングケアラーについては、家庭内のプライベートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっております。学校の教職員は、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にありますので、日頃からの子供の観察や、保護者面談、各種行事等を通じた保護者との関わりなど、学校における様々な機会を捉えて、ヤングケアラーの早期発見・把握に繋げていきたいと考えております。

次に2点目の、学校などで子供にヤングケアラーの問題について説明していますか、また、一般的なお手伝いとの違いを説明していますか、とのお尋ねですが、子供へのヤングケアラー問題の説明については、現在、各学校においては、啓発チラシを配布し概要には触れておりますが、具体的な説明を行うまでには至っておりません。そのため、「お手伝い」との違いについても、学校から子供へ説明は行っておりません。

学校では、児童・生徒へのアンケートなどを通じて、実態の把握に努めておりますので、その結果をもとに、プライバシーに配慮した上で、今後、ヤングケアラーの疑いがあると思われる児童・生徒に対して、丁寧に本人への説明を行っていききたいと考えております。

次に3点目の、町はどのようにしてヤングケアラーの子供を見つけ出し、手を差し伸べるお考えですか、とのお尋ねですが、調査において、父母のケアをしながらも父母がケアを必要とする理由が「分からない」と回答した割合が3割程度あること、また、平日1日あたり7時間以上世話をを行っている子の3割超が「特に大変さは感じていない」と回答していることなどから、小学生の年齢だと、家族の置かれた状況を十分に理解できていなかったり、家族の世話をすることが当たり前になり、その大変さを十分に自覚できていなかったりする可能性があると思われれます。

さらに低学年、中学年の児童であれば、自らの置かれた状況を把握し、大変な状況にある場合でも、自ら周囲に相談をすることは難しいことが想像されます。

従いまして、特に小学生のヤングケアラーについては、周囲の大人が本人の様子の変化やつらさに気づき、声をかけていくことの重要性が大きいと考えます。

周囲の大人がヤングケアラーに対する意識を高め、必要な支援につながるきっかけを作れる

ような体制を整えていくことが、今後の課題であると考えております。

最後に4点目の、ヤングケアラーを支えるためにどのような取組をお考えですか、とのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、社会的な孤独・孤立の問題は深刻さを増しており、中でもヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、子供の育ちや教育に影響があるといった課題があります。

本来、大人が担うべき家事や家族のケアを子供が日常的に行っているということは、社会が守るべき、子供の権利が守られていない可能性があります。

しかしながら、先程も申しましたが、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、さらに本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっており、支援の検討にあたり、まずはその実態を把握することが重要であると考えます。

本町におきましても、ヤングケアラーの早期把握、適切な支援が行える環境をつくっていくため、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と、ヤングケアラーに対する正しい理解が進むよう、国、県等から配布されるポスターの掲示や広報紙への掲載など、ヤングケアラー問題に関する普及啓発等の取組を進めるとともに、多様な機関で構成される要保護児童対策地域協議会の活動の充実を図っていきたいと考えております。

次に、コロナ社会の孤独・孤立について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、本町において孤独を感じる人はどの程度いると推計されますか、とのお尋ねですが、

国による孤独・孤立の実態把握に関する初の全国調査である「人々のつながりに関する基礎調査」につきましては、国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における行政施策の基礎資料を得ることを目的に、令和3年12月1日を調査期日として、全国の満16歳以上の個人を対象に約2万人規模で実施されたものです。

調査によると、「孤独感がしばしばある・常にある」との回答が4.5%、「時々ある」が14.5%、「たまにある」が17.4%、「ほとんどない」が38.9%、「決してない」が23.7%、また、「孤独感がしばしばある・常にある」と回答した人の割合を年齢階級別にみると、男女とも30歳代の割合が最も高いという結果であったとのこと。

現在、本町独自の調査資料がございませんので、国の調査結果から推計いたしますと、町内にも一定程度の孤独感をお持ちの方がいらっしゃると思われま。

今後、国の方針に基づき、県や町レベルで類似の調査が行われましたら、その結果をお示しできると考えております。

次に2点目の、自殺には孤独・孤立感が深く関わっているとの指摘がありますが、どのようにお考えですか、とのお尋ねですが、自殺に至る原因や動機は、様々な要因が複合的に絡み合っており、最終的にはうつ状態から自殺に至ることが多いと言われております。NPO法人ライフリンクが行った、自殺の実態調査からみえてきた「自殺の危機経路図」によると、自殺に至るまでに平均4つの要因が複合的に連鎖しているとのこと。その経路図によると自殺に至る要因は、「生活困窮状態」「引きこもり状態」「DV等の被害」「職場環境の変化」等、孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと一般的に認識されている状況と

多くが重なっています。このことにより、自殺には孤独・孤立感が深く関わっていると言えるのではないかと思います。

厚生労働大臣の指定調査研究等法人いのち支える自殺対策推進センターの分析によると、コロナ禍において「子ども・若者」や「女性」等の自殺がより深刻化したことや、センセーショナルな見出しをつけた自殺報道が過度に繰り返されたりしたことの影響により、自殺者が増加した可能性が示唆されました。また、配偶者からの暴力、育児・介護疲れ及び雇用問題といった、自殺に繋がりがかねない問題の深刻化が影響した可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた孤独・孤立への対策については、問題解決のための社会資源にも自殺対策と共通するものが多くあります。各施策を効果的かつ効率的に連携させる必要があると考えております。

次の3点目の、居場所づくりや相談体制など本町の取組と、4点目の、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」について、のお尋ねは関連がありますので、一括してお答えします。

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」は、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対応するため、NPO等の民間の支援組織間で連携する場が必要という認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる骨太の方針に掲げられ、令和3年9月27日に、準備会合を開催、その後2回の準備会合を経て、令和4年2月25日に設立総会が開催されました。

孤独・孤立対策を推進するためには、行政による政策的な対処のみでは困難な場合、又は、なじみづらい場合があります。孤独・孤立の問題を抱える当事者への支援を行うNPOや社会福祉法人等が重要かつ必要不可欠です。

一方で、孤独・孤立の問題に対してNPO等の支援機関単独では対応が困難な実態があることから、国、地方公共団体、NPO等が幅広く参画し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の機運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進するための基盤となる全国的なプラットフォームとして、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が発足されました。

国の認識でも明らかなおおり、孤独・孤立の問題は、年代や性別、その他多くの要因が幅広く関連しておりますので、居場所づくりや相談体制についても多様な対応が必要になると考えられます。

本町では、水巻町社会福祉協議会と宗像・遠賀保健福祉環境事務所、自立相談支援事務所を加えた4機関で2か月に1回程度のペースで情報交換のための会議を開催しており、県や社会福祉協議会が実施する支援制度やサービスに関する情報の共有や様々なケースへの対応を協議しています。このような横断的な協議を行うことで、それぞれの部署の強みを生かした対応が取れることはもちろん、各機関が連携している民間団体等の協力を得ることも可能となります。

孤独・孤立を含め、住民の方から困りごとの相談があった場合は、できる限り課題の根本的な原因を探りつつ、民生委員につなげたり、継続的に支援できる福祉サービスや介護サービスにつなげることを心掛け、関係機関の職員それぞれが相談者の気持ちになって、対応することが重要だと考えます。

今後につきましても、各機関で知恵を出し合い、多方面の協力を仰ぎながら、居場所づくりや相談体制の構築に全庁で取り組んでまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ヤングケアラーへの支援についての再質問です。

大人が行うような、家事や家族の世話など、日常的に行っていると、子供たちにどのような影響があるとお考えですか。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

子供への影響でございますが、具体的にですね、遅刻や早退、欠席が増えたり、勉強の時間が取れないなどの、学業への影響や、友達、友人等とコミュニケーションを取る時間が少ないなど、友人関係の影響が大きいというふうに言われております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ヤングケアラーに関する住民への普及啓発はどのように行いますか。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

児童・生徒に対する啓発につきましては、令和3年12月に、社会福祉協議会が作成した、ヤングケアラーに関しますチラシを全校に配布しているというふうに聞いております。

また、今年2月に、県からヤングケアラーに関する住民への啓発用のリーフレットを国が作成して、自治体へ配布するという、そういった連絡がきております。

まだ、現時点では届いておりませんが、届き次第、公共施設等の目のつきやすいところに、配架して、部数が多い場合は、再度学校等でも配布していただいて、児童・生徒、また保護者に対する啓発に活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

実態把握というところが難しいとされています。

子供たちに一番近い存在である学校の先生方の果たすべき役割は非常に重要だと認識していますが、学校の先生方が行っている、早期発見、早期支援の取組について教えてください。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

学校での取組というところでございますが、学校におきましては、毎日教員が、子供たちの身だしなみや、健康観察を行っております。

また、生活に関するアンケートというのを、学期に1回は必ず行っております。

これらの観察やアンケートの中で、気になった内容であったり気になった子供たちのことにつきましても、時間をとって個別に話を聞くようにしております。

また、このアンケートの内容につきましても、子供たちの家庭での生活の様子が詳しくつかめるように、こちらの表現の仕方につきましても、工夫改善を行ってきております。

それから、子供たちのことを深く知る上では、家庭との連携というところが、大変重要になってきておりまして、学校の先生につきましても日頃から、機会を見つけまして、保護者等の関係性を高めていくように取り組んでいるところでございます。

また、最近では、校長先生や教頭先生など管理職の研修におきましても、ヤングケアラーのことが盛り込まれるようになってきておりますので、その辺、学校の先生につきましても研修を通じて、ヤングケアラーのことに関する認識を深めていくように取り組んでいるところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ヤングケアラーの支援につなげていくためには、学校で把握した後、家庭の問題へ介入していくことが必要です。

学校の先生方だけでは対応が難しいのではないかとと思いますが、当町の学校における相談体制について教えてください。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

学校における相談体制ですけれども、まず学校の担任の先生が中心となりまして、学年主任、それから、生徒指導の担当、また管理職が連携して、組織的に対応していくようにしております。

また、学校教育と福祉行政との連携の必要性というのが、年々高まってきております。

この辺、学校の先生方では、なかなか的確に、窓口につないでいくってところが難しくなってきておりまして、そこら辺のところを踏まえまして、当町では、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、こういった専門スタッフを配置しておりまして、スムーズに必要なサービスにつなげていけるように、組織体制の充実を図っております。

また多くの目で見守っていくというところについての体制づくりですけれども、当町全ての学校にコミュニティースクールが設置されております。

こちらのほうで、地域の皆様方の御協力をいただきながら、児童・生徒たちが、子供らしく、また、明るく元気に、日々を過ごしていけるように、地域全体で見守っていけるような体制づくりにも努めているところです。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、コミュニティースクールなどで、ヤングケアラーの問題を話し合っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、コロナ社会の孤独と孤立について、まだまだコロナ禍が続くと思われませんが、コロナ禍で、深刻化した子供、若者等を対象にした自殺対策について教えてください。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

自殺対策についてでございますが、令和3年度コロナ禍ではございましたけれども、学校関係者を対象に、児童・生徒のSOSの受け止め方研修、これを行いました。

令和4年度につきましては、町内の中学生全員を対象にして、児童・生徒のSOSの出し方教育ですね。令和3年度はSOSの受け止め方研修、令和4年度はSOSの出し方研修。これ

をオンラインで実施する予定です。

講師は子供の自殺予防対策に取り組む中央大学人文科学研究所の客員研究員の方をお招きして、自殺予防や、死にたいと直接訴える人への対応ではなく、日常生活で起きる困り事への対応から始まる、複雑で変化の速い社会に生きている現在の子供に対して、これから社会において直面するそのような困難やストレスへの対象を伝えることができればというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

孤独・孤立対策と自殺対策の共通の社会資源とは、どのようなものでしょうか。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

見守りとか、交流の場や居場所づくりを確保してですね、人と人のつながりを実感できる地域づくりとして、水巻町のいのち支える自殺対策計画の中で記載しております80の取組ですね。施策。このうち自殺対策に特化した協議会とか、あるいは研修、相談機関を除き、ほぼ、その全ての取組自体が、この社会資源と言えるというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

自殺の危機経路図を作成したNPO法人ライフリンクとはどのような組織ですか。

議 長（白石雄二）

課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えします。

NPO法人ライフリンクについてでございますが、こちらのNPO法人につきましては、自殺のない生き心地のよい社会を目指して、自殺対策という生きる支援、命への支援に取り組ん

でいる団体でございます。

自殺で親を亡くした子供たちの活動を受け継ぐ形で、2004年10月に発足いたしました。

当初、NHKの報道ディレクターをしていた清水氏が自殺で親を亡くした子供たちの取材をしたことが契機となり、自殺は社会的な問題であるということを強く確信したということでございます。

推進役のいない日本の自殺対策に限界を感じるようになって、自分が自殺対策のつなぎ役、推進役を担おうと仲間たちとライフリンクを立ち上げて、代表に就任したということでございます。

その後、自殺対策に関するシンポジウムを主催したり、自殺対策の法制化を求める要望書を提出し、2006年6月に自殺対策基本法が制定される大きな原動力となりました。

現在は「いのちSOS」という相談活動をはじめ、自殺総合対策実施、遺族ケアの推進、自殺予防・防止のための啓発活動に取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

ヤングケアラーへの支援やコロナ社会の孤独・孤立は、相談したり、支援を受けたりしやすい環境を整えることが大切です。ぜひ進めていただきたいと思います。

私の一般質問は終わります。

議 長（白石雄二）

いいですか。以上で1番、水清会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時58分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、日本共産党。中山議員。

6 番（中山 恵）

6番、中山恵です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問いたします。

1、吉田町営住宅住替事業の進捗状況について。

令和3年度より吉田町営住宅1棟から36棟の入居者を対象とした住替事業が始まり、1年が経過しました。

この状況について、担当課より先の3月議会において、住替え先が確定した方が47件、まだ

住替え先が確定していない方が 20 件と報告を受け、順調に事業が進捗していることが分かりました。

住替えが完了した方からは、当初は新しい環境に戸惑いがあったものの、住環境が改善されたことに対する喜びの声も聞かれます。

また、住替え先が確定した入居者の中には、高齢などの様々な理由により、住替え先への引っ越しがなかなか進まず、退去までに至っていない入居者がおられ、担当課は地元の区長と協力しながら丁寧な対応をしていると聞いています。

対象地区入居者の方々の中には、高齢など様々な事情を抱えている入居者が少なくありません。

今後も対象の入居者に寄り添いながら事業を進めていただきたいと切に要望します。

そこでお尋ねいたします。

(1) 現時点で住替え先の賃貸借契約を締結し、旧住宅の退去が完了した件数は何件ですか。

(2) 住替え先が確定していない入居者に対して、今後どのような対応をしていきますか。

(3) 37 棟以降の二階建て住棟の老朽化も深刻な状況と考えます。37 棟以降の二階建て住棟の入居者に対しても、何らかの手立てが必要と考えますがいかがですか。

2、学校給食費の無償化について。

2021 年 12 月議会での質問に引き続き、質問します。先の議会で町長は「共産党の国会議員に頼んで学校給食法を変えて国が負担すべきだと言った方が早いんじゃないですか。国、県が負担すべきだと思う」と答弁されました。

4 月 20 日、我が党の衆議院議員塩川鉄也氏が国会で次のような質問を行いました。「義務教育の中におけるまさに食育という教育課程に位置づけられている学校給食ですので、そういう意味でも、義務教育の性質上、無償化が適切だ。そういう点でも、この学校給食法の規定そのものを見直す必要がそもそもあるんじゃないのか。それが今ではないのかということをお訴えたい。」と質問しました。まさに町長の考えを我が党の議員が国会で代弁しました。

この質問に対し、文科省は「学校の設置者と保護者との協力により学校給食が円滑に実施されるとの学校給食法の立法趣旨に基づき、各自治体において地域の実情に応じて御検討いただくことがふさわしいと考えております」と、これが、現在の文科省の答弁で、当町の答弁もこれに沿ったものとなっています。

2017 年の学校給食についての全国調査からすでに 5 年経過し、学校給食の無償化に踏み切った自治体は増加しています。群馬県では 35 市町村中、8 自治体から 14 自治体、山梨県でも 27 自治体のうち 2 自治体から 11 自治体と、完全無償化の割合が 4 割を超えました。現時点においては、学校給食の無償化や助成制度への取組は、各自治体の努力により前進しているのが実態です。

そこで、お尋ねします。

(1) このように学校給食の無償化や助成制度が全国的に前進している背景は何だとお考えですか。

(2) 学校給食費の無償化は、義務教育の無償化、子育て支援、定住促進、地域振興、少子化・人口減少対策など、当町においても様々な課題に応える大変有効な取組と考えますが、町長の

見解をお尋ねいたします。

(3) 原材料費の高騰に伴う値上げ分の補助を増額し、保護者負担を抑えたいとの町長の姿勢に賛同します。今後は、補助額を増額する、多子世帯の減免等、無償化や助成制度を徐々に充実、拡充することについて、いかがお考えですか。

最後になります。3、「SDG s」目標5、「ジェンダー平等を実現しよう」について。

第2期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、2015年の国連サミットで採択された国際目標「SDG s」17の目標の考え方を踏まえた施策の推進に取り組むとして、「SDG sは2030年を期限とする国際社会全体の17のグローバル目標。すべての関係者の役割を重視し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものであり、SDG sの理念に沿って進めることが持続可能な地域社会の構築につながっていきます」とわが町の総合戦略への基本姿勢を述べています。

そこで、SDG s 5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」について、お尋ねします。

ジェンダーギャップ指数2021では、日本は156各国中、120位と先進国として異常な低位を続けています。この指数は、経済・政治・教育・健康の分野で男女の違いの比較をしたものですが、日本は教育、健康の分野では男女に差異はありませんが、労働力や企業の幹部などの男女の割合を比べた経済の分野、政治家などの男女比を比べた政治の分野では、大幅に女性の数が少なくなっています。2006年から2021年までの比較では、各国がジェンダー平等への努力を進める中、日本の数値は上がりず、大きく遅れをとっています。

当町では、ジェンダー平等実現のために、総合戦略とみずまき男女共同参画プランで取組が具体化されています。その際、「ジェンダー平等」についての認識が大変重要と考えます。本町の「ジェンダー平等」への認識を伺います。

また、本町のジェンダー平等実現の取組の進捗状況はいかがか、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、吉田町営住宅住替事業の進捗状況について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、現時点で、住替え先の賃貸借契約を締結し、旧住宅の退去が完了した件数について、のお尋ねですが、令和4年5月末時点で、住替え先となる住宅への賃貸借契約の締結が完了した入居者が30件で、退去が完了した入居者が26件です。また、退去が完了した入居者26件のうち、2件は町営住宅以外に居住する親族等の住宅へ住替えた方となっています。

次に2点目の、住替え先が確定していない入居者に対しての今後の対応について、のお尋ねですが、はじめに、本議会の総務財政委員会においても行政報告させていただく予定ですが、本事業の進捗状況について、簡潔に御説明いたします。

令和4年4月末時点において、町営住宅などに住替え先が確定している入居者が51件で、住替え先が確定していない入居者が16件となっています。

住替え先が確定していない入居者16件の主な内訳ですが、住替えの希望がない入居者が6件

で、このうちのほとんどの方は、本事業開始当初に実施した「住替意向調査」の時から一貫して住替えを希望しておりません。また、住替えの希望を出していますが、希望する住宅の空き室がないため、待機となっている入居者が3件、施設入所等で対応が困難な入居者が1件、その他の理由で住替えができない入居者が6件となっています。

御質問にあります今後の対応ですが、住替え希望がない入居者に対しては、住替え可能な町営住宅の空き室の情報を提供しながら、今後も個別に粘り強く対応してまいります。

また、待機されています3件の入居者は、全てが吉田町営住宅内にある5階建住棟の1階・2階の空き室を希望されており、現在は希望に添える空き室がない状況です。今後、提供可能な空き室が発生し、準備が整いましたら、速やかに御案内するとともに、他の町営住宅の空き室の情報も適宜提供してまいります。

最後に3点目の、老朽化が進んでいる37棟以降の二階建て住棟の入居者への対応について、のお尋ねですが、昨年度より吉田町営住宅1棟から36棟の入居者を対象とした「住替事業」に着手したところであり、先程御説明しましたように、住替え先が確定していない入居者が16件もおられます。

まずは、これらの方々に対しての対応が優先されると考えており、今後も適切に取り組む必要があります。

さらに、住替えが完了した16棟から22棟のブロックと32棟から36棟のブロックを対象とした住棟の除却事業を今年度より開始しました。

今年度は除却に向けた実施設計を行い、令和5年度以降、段階的に除却を実施することとしており、かなり大規模な事業となることが予想されます。

また、37棟以降の二階建て住宅につきましても、入居者が全て退去した住棟がいくつか存在します。これらの住棟は、防犯上などにおいて、周辺の住環境に影響を及ぼす恐れがあります。今後、37棟以降にある全て退去した二階建ての住棟についても、ある程度まとまったところで、除却に向けた検討もしなければならないと考えています。

御質問にあります37棟以降の入居者への対応については、現在進めています1棟から36棟の入居者を対象とした「住替事業」の進捗状況を見極めながら、慎重に検討してまいります。

次に、学校給食費の無償化について、の御質問にお答えします。

まず、全国の学校給食費の無償化等の現状ですが、令和3年12月議会でお答えをしておりましたが、平成29年度に文部科学省が1,740自治体を対象に実施した「学校給食費の無償化等の実施状況調査」におきまして、小学校・中学校とも無償化を実施している76自治体のうち、71の自治体が町村であり、また、人口1万人未満の自治体が56自治体を占めているなど、学校給食費の無償化を実施している自治体の多くは、比較的人口規模の小さい自治体である、と考察されております。

また、議員が言われるように、群馬県や山梨県などでも、近年、完全無償化を行う自治体が少しずつ増えてきているようですが、平成29年度に行われた全国の自治体を対象とした調査以降、文部科学省による学校給食費無償化に関する調査は実施されておられませんので、現状においては、全国的にどのように学校給食費の完全無償化が進んでいるのかについて把握することは、非常に困難でございます。

そこで、まず1点目の、学校給食の無償化や助成制度が全国的に前進している背景は何だとお考えですか、とのお尋ねですが、完全無償化を行う自治体や、一部無償化・補助を行う自治体の増加の背景には、各自治体の実情に応じた個々の要因が存在すると推測されます。各々の自治体の課題を解決するための政策的判断によるものであり、少子化対策や子育て支援、保護者の経済的負担の軽減など、その目的も様々であると考えております。

次の2点目の、学校給食費の無償化が本町の様々な課題に応える取組であると考えていることへの見解と、3点目の、今後の助成制度の充実、拡充について、のお尋ねは、関連がありますので一括してお答えいたします。

令和3年12月議会での答弁と重複する部分もありますが、学校給食にかかる経費につきましては、学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費については、設置者である町が負担することとなっており、食材費等の学校給食に要する経費、いわゆる学校給食費は、児童・生徒の保護者が負担することと規定されております。

現在、本町の学校給食費は、小学校が児童1人当たり月額4,100円の11か月分で、年間4万5100円、中学校が生徒1人当たり月額4,800円の11か月分で、年間5万2800円となっており、今年度5月1日時点の児童・生徒数から年間の学校給食費の総額を試算しますと、約9800万円となります。

このうち、既に本町独自の取組として、小中学校の全ての児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援することを目的として、月額200円、年額で2,200円の補助を行っております。この学校給食費補助金の令和3年度の実績額は、小学校が313万1600円、中学校が136万9900円で、合計して約450万円となっております。

加えて、経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対しては、就学援助費による支援を行っており、その中で学校給食費についても、実際に要した費用を援助しております。令和3年度の給食費を援助している児童・生徒数は、小学校が390人、中学校が216人となっており、就学援助費の学校給食費分として、約2576万円の援助を行っております。

なお、生活保護費を受給している要保護世帯につきましては、学校給食費は、生活保護費により支援されることとなるため、令和3年度において要保護児童・生徒87人分、年間約371万円を生活保護費により援助していることとなります。しかし、学校給食費の無償化を実施した場合、生活保護費により援助している費用も、新たに町が負担することとなります。

そのほかにも、町として、令和3年度の学校給食事業にかかる施設や設備、運営に要する経費として、小学校では、約7000万円、中学校では、職員人件費を除いても、約3400万円、合わせますと約1億400万円の支出を行っております。

このように、私といたしましては、学校給食事業を義務教育における重要な教育の一部として位置づけており、限られた財源の中で、できる限りの予算配分を行ってきているところです。

しかし、昨今、コロナ禍や様々な要因により、食材価格や原油価格は高騰を続けており、子育て世帯への家計を圧迫する事態となっております。

そのため、現在の学校給食の提供におきましては、献立や食材などを工夫して、この急場をしのいでおりますが、今後も児童・生徒に栄養バランスのとれた、安心・安全でおいしい給食

を安定して提供し続けるためには、今年度中に、学校給食費の改定を検討することが急務である、と考えております。

その際には、学校給食費の値上げ額だけでなく、その負担の在り方につきましても、子育て支援や移住・定住の促進、また、保護者の経済的な負担等も考慮しながら、十分に検討を行っていきたいと考えております。

なお、この事態に対応するため、本町では、本議会におきまして、国から追加配分がありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を提案させていただいているところです。町独自の給付金として、8500万円を補正予算に計上させていただき、国の給付金制度の支給対象外となる世帯に対しても給付を行うことで、小中学生の学校給食費だけでなく、町の未来を担う全ての子供たちの生活について、力強く支援したいと考えております。

また、学校給食費の会計については、現在、各学校で管理しており、町の会計には含まれておりません。そのため、本町全体における給食費会計の適正化・効率化を図っていくためには、まずは各学校の会計を町の会計に移し替えることが必要である、と考えており、学校給食費の公会計化についても、今年度、その準備に取りかかることとしております。

学校給食事業は、国の制度の趣旨に基づき、安定的な運営を維持していくことが最善である、と考えております。また、学校給食を通して、子供たちにとっての教育的な意義、責任や感謝、食育などについても、大切にしていきたいと考えております。

そのため、学校給食事業に対する国の財源措置につきましても、私も、国会議員を通じて、さらなる事業の充実が図れるよう、国に検討を訴えているところです。

現在、国においては、新しい行政組織として、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設されることになっております。これは、子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子供の視点で、子供を取り巻く環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために設置されるものであります。この「こども家庭庁」において、教育、福祉、保健、医療などの関係省庁が一体となり、子供に係る様々な政策の議論が進められ、これらに対する財源の確保についても検討されていくことになっておりますので、学校給食事業における負担の在り方につきましても、その中において、議論されていくことを期待しているところです。

本町といたしましては、これらの国の動向に今後も注視していくこととし、国の政策により方針が示された際には、速やかに対応を進められるよう、町としてできる範囲での準備を整えていきたいと考えております。

最後に、3点目の、「SDGs」目標5、「ジェンダー平等を実現しよう」について、の御質問にお答えします。

1点目の、本町の「ジェンダー平等」への認識について、のお尋ねと、2点目の、本町のジェンダー平等実現に向けた取組の進捗状況について、のお尋ねは、関連がありますので一括してお答えします。

平成31年3月に策定した「第3次みずまき男女共同参画プラン」では、「一人ひとりの人権と個性が尊重され、性別にかかわらず活躍できる協働のまちづくり」を基本理念としており、

ジェンダー平等の実現についても重要な目標であると認識しています。

第3次プランでは、平成30年度時点での本町の男女共同参画に関する現状と課題、今後の取組の方向性と内容を掲載しています。

お尋ねにある経済分野でのジェンダー平等に関する現状としては、第3次プラン策定時に実施したアンケート結果のうち、女性が職業を持つことに対して、「ずっと職業を持っている方が良い」と回答した割合は、女性よりも男性の方が低かったことや、育児休業等の制度について、「利用できる職場の雰囲気ではない」との回答が男女ともに多かった実態があります。

「男性は仕事に打ち込むべき」、「女性は家庭を守るべき」といったこれらの性別役割意識に関する「無意識の思い込み」、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」が、個人や事業所で依然として存在していることから、本町では、これらを着実に解消していくことが課題の一つであると考えます。

これらの課題を踏まえた、本町のジェンダー平等の実現に向けた取組の一例を挙げますと、事業所に対して、本町の法人町民税の通知を送付する際に、ワーク・ライフ・バランスに関するチラシを同封し啓発を行いました。

また、冒頭に申し上げた「みずまき男女共同参画プラン」の諮問機関である男女共同参画懇話会から、ジェンダー平等に関する取組については、若年層への周知啓発が重要であるとの御意見をいただきましたので、LGBTや性別によらない職業選択を啓発するチラシを作成し、それぞれ中学校1年生と中学校2年生に配布いたしました。中学校からもチラシを効果的に活用されたとの報告が届いております。

また、啓発活動の一環として、広報みずまきにおいて、町内で唯一の女性自治会長というタイトルで、梅ノ木団地東区長のインタビュー記事を掲載し、自治会や団体の役員を選出する際には、性別によらない人材登用をお願いする内容としました。

なお、自治会や自治会内の団体での女性登用については、ジェンダー平等の重要性を説明しつつ、区長会や公民館長連絡協議会の総会などで繰り返し依頼をしており、自治会内の役員の女性の割合については、令和2年度は、34.4%、令和3年度は32.4%と低下しましたが、今年度は34%とわずかながら上昇しており、女性の区長も昨年度の1名から今年度は3名に増えております。

また、本町から委嘱する委員会等においても、選出母体の組織に対しては、女性を推薦していただくように、各委員会を所管する課から依頼をしております。

このほか、防災分野の取組として、令和2年度に水巻町地域防災計画を改訂した際に、男女共同参画の視点を新たに追加しており、一例としては、避難所生活が長期化した場合を想定しての、プライバシーの確保や女性相談員の配置、仮設トイレの男女別の設置などを掲載しております。

これらの取組については、毎年度事業評価を行っており、おおむね、十分な取組は行っているものの、より充実したものとなるよう取り組む必要があると評価しております。

また、今後の参考とするために、男女共同参画懇話会の意見を踏まえて、今回は住民全体を対象にするのではなく、中学生や町内の事業所を対象としたアンケート調査を予定しており、その中でも実情や効果を検証します。

中学生アンケートは、水巻中学校と水巻南中学校それぞれの全生徒を対象に実施し、これまでの家庭や学校環境の中で、次代を担う中学生がジェンダー平等に関してどのような意識を持ち、また、どのような実態にあるのかを確認します。

中学生アンケートについては、今年度から制服のジェンダーレス化が始まったこともあり、アンケートそのものが、生徒たちへのジェンダー平等に関する啓発として有意義なものになると考えています。

事業所へのアンケートについては、町内の事業所における女性の就業状況や、ワーク・ライフ・バランスの取組についての実態、それらに伴う課題等を調査するために商工会に御協力をいただき、連携して実施します。

なお、第3次プランの見直し時には、先に改訂された国の第5次男女共同参画基本計画や、福岡県第5次男女共同参画基本計画の中で掲載されている、女性の視点からの防災やSDGsについても盛り込むことを検討しています。

少子高齢化に伴い、労働力問題など今後はさらなる社会問題が顕在化していく中で、個人が性別に関わらず社会の中で幅広く活躍できることは、これらの問題を解決していくための一助になると考えます。

そのため、今後も、国の制度改正に沿うような形で、住民や事業者の皆様方と一体となって、本町のジェンダー平等の実現に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6番、中山です。私から再質問させていただきます。

冒頭で、住替え先住宅の賃貸借契約の締結の件数が30件、また旧住宅を退去された件数が26件と答弁されておりますが、この件数の差は何が原因だったのでしょうか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の御質問にお答えします。

本事業では、住替え先の住宅の賃貸借契約の締結が完了した後、最大2か月間のうちに引っ越しをいただく、旧住宅の退去をしていただくというふうになっています。

この主な理由といたしましては、御質問にありますように、高齢等の理由によりですね、賃貸借契約締結後も、なかなか引っ越しが進まず、退去期限、期限の2か月間を大きく超えてですね、退去に至っていない入居者の方もおられます。

この場合、二重の住宅を占有している状態になっていますので、一刻も早く退去していただ

くように、今、お願いしているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

今、引っ越しもですね、なかなか進まない理由というのが、やはり高齢者やひとり暮らしの方、そしてもちろん引っ越ししたくても手伝ってくれる身内がないという、お困りの声も聞いておりますが、町のほうで、引っ越し業者などのあっせんなどはできないでしょうか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、引っ越しがなかなか進まないというのは、高齢等の様々な理由があるというふうに聞いておりますが、町では、民間の引っ越し業者等をあっせんすることはできません。

ですから、問合せとかそういった御相談があった場合は、水巻町商工会とかですね、あとは、水巻町社会福祉協議会、こちらのほうに、御相談していただくよう御案内しているところでございます。

また、現在、地元の区長さんが親身になって、働いて、御協力していただいておりますので、今後も、地元の区長さんと協力しながら、この事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

もちろん区長さんがすごく今、御協力いただいていることで、地元の方もですね、安心されているところの声も聞いております。

そしてすいません、住替えができない入居者の方が6件ですかね。6件の方々の理由とかが何かございますか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

希望してない6件の方の理由につきましては、ほとんどの方が当初から、冒頭の答弁でもありましたけども、当初から、住替えを希望してない方でございます。

その理由といたしましては、住み慣れた今の住宅、ここを出たくないという方や、身体の不自由な方、あるいは、高齢で、ちょっと引っ越しなんかできないよというふうな方がほとんどでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

37棟以降のですね、二階建てのほうのことですけれども、老朽化が進んでいるということは皆さん多くの方が知ってあると思いますが、今住んでる入居者の方が本当に、日々大変な思いをしております。

日々の生活をですね、安心できるように、一刻も早く何らかの手だてを考える必要があるのではないかと思います、いかがですか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたように、まずは、現在進めています1棟から36棟の入居者を対象にしました住替事業、これが、適切に進むようにですね、これがまず重要と考えています。

その進捗状況とかですね、今後策定されるであろう今後の町の計画、そういったのを基本にしながら、今後の検討を進めていく必要があると考えています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

37棟以降のですね、5階建てに現在入居されている入居者の方の声なんですけど、住替えで新しく入居されてきた住宅がとてもきれいになったということで、当然これ不平不満という声が随分出ております。

現在ですね、二階建てのほうでもですね、入居されてる方は、木製のドアになっており、和式トイレということで、リフォームなんかを行っていただく必要があるのではないかと考えますがいかがですか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

現在実施してます住替事業においてですね、住替え先として住むことになる住宅の修繕、これは、便器の洋式化とか、あと風呂釜とか、浴槽の設置以外はですね、何ら通常の新しい新規入居に伴う空き家修理と変わりございません。

また、現在入居している住宅につきましては、長年お住まいいただいたことによる経年劣化によるものでございます。

そのためですね、現在入居されている方の住宅については、リフォーム等を行うことは考えておりませんが、不具合等、例えば苦情とか、御要望がありましたら、そのたびにですね、今後入居者の皆さんのお話を聞きまして、町ができることは適切かつ迅速に対応しまして、入居者の皆さんに今後とも安心して住んでいただくように、配慮してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

それと、59 棟ですね、5 階建ての 1 階の店舗のことを、続けてちょっと関連があるんじゃないかと思って再質問させていただきます。

今現在ですね、何店舗利用されていますか。

そして店舗の利用期限など、どのようになっているか、御説明をお願いします。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

吉田団地の 59 棟の 1 階部分に店舗スペースがあるんですが、そこが、今 4 店舗、4 店舗契約があります。

契約については、契約の締結時から 3 年契約で自動更新となっておりますので、いつまでが契約期限かというのは、それぞれ違います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

それと 59 棟の店舗の外に自動販売機があって、これはもう皆さんすぐ水分補給とかジュースを買ったりとかで便利はいいんですけども、吉田団地内に自動販売機が何か所かありますよね。これは、町が管理されていますか、それとも店舗の方とかが何か管理をされてらっしゃるんですか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

59 棟の 1 階部分にある自動販売機についてはですね、その店舗の前に設置してあるんですけども、そこは入居者の方がされています。

そのほかに、ピンクのコスモスの色の自動販売機については、町が設置、管理しているというふうな形になります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

今年度ですね、東水巻駅周辺の将来像についての計画をされているということですが、住替えを希望しない方について、強制的に立ち退きとかいう要求とかは、ないでしょうか。

ちょっと心配しております。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

現在、町として今何も決定してないし、計画はまだ策定してない状況で、今後策定するという形になりますので、現在においては、強制的に立ち退いてもらうとか、そういったことは考えておりません。

今後ともですね、入居者の方につきましては、本事業に御協力いただきますよう、粘り強くお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

ちょっと答弁のさっきのほうに戻るんですけども、住替え希望をしているにもかかわらず、入居者の方が3件、おられるということで、これは、5階建てを希望されているという答弁がありますが、今現在5階建てはもう全て入居者が決まって、ほかに入る方がいないんじゃないかなと思うんですけど、何か理由、何かあるんですかね、理由が。すいません。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど冒頭の答弁でありましたけども、待機されてる方は、吉田町営住宅の5階建ての一、二階、こちらを希望してる方がほとんどでございます。

今の空き状況でございますが、一、二階はほぼ埋まった状態になっています。

ですから高層階が空いてるわけなんですけど、今、希望に添える空き室がない状況でございます。

先ほどの答弁にありましたけど、今後はですね、この方たちにつきましては、御希望する空き室が発生いたしましたら、住替え先として提供できる準備が整い次第、速やかに御案内させていただくとともに、ほかの町営住宅の空き室情報も、適宜に、こちらのほうから発信してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

すいません、ジェンダー平等について再質問させていただきます。

90年代以降ですね、世界はジェンダー主流化ということを含い言葉に、根強く残っております男女格差の解消を進めてきております。

ジェンダー主流化というのはですね、あらゆる分野で、計画、法律、政策などを、ジェンダーの視点で捉え直すと。全ての人の人権を支える仕組みを根底から作り直していくというこ

とでございます。

で、冒頭質問でも述べましたようにですね、日本はどうかというと、ジェンダー平等が大きく、本当に遅れております。

それにはまあ、政治の責任があるように思っておりますが、特に歴史的に男性優位の思想や文化が日本の中には根強く残っていると。

そのために男性との戦いとかね、男社会との戦いという側面とかもありまして、そういうことが意識にすり込まれているっていうことも含めてですね、このジェンダー平等を実現するためには、私は男性も一緒に進めていくという姿勢がね、大事だというふうに考えております。

そして、ジェンダーギャップ指数がね、低位であるっていう、本当に問題なんですけれども、内閣府の資料を見ますと、2006年から2021年、どれだけギャップ指数が変化したかというグラフがありますが、ほとんど日本の数値だけがですね、世界に比べて、もう低位、ずーっとほとんど変わらないんですね。

ということは、ほとんど日本政府が、このジェンダー平等に対して無関心だと。

一応基本計画とかね、こう掲げてはいるんですけども、なかなか実際には進んでいないということなんです。

それですね、ジェンダー平等の中の私どもが考えますのは、何が問題かということ、やっぱり男女の賃金格差ですね。これが一番の問題じゃないかというふうに考えております。

やはり女性が経済的に自立しているか否か。これが家庭の中でもですね、社会の中でも、女性の位置、地位というのね、決めてくるんだと思うんですね。

それで、担当のほうでもよく見ていただいていると思いますが、内閣府が出しております男女共同参画局の広報誌、「共同参画」っていうのがありますよね。で、これ2022年今年の1月号の表紙が、私印刷してきたんですけど、「ベルばら」なんですよ、「ベルサイユのばら」。

もう本当にあの、私は胸躍らせてこの漫画を読みましたがけれども、本当に——。

ここの表紙に何て書いてあるかというと、「フランス革命の次は日本のジェンダー革命だ」って書いてあるんです。ですね。

それで同時に池田理代子さんのインタビューが掲載されているんですけども、ベルばらの連載時のことについてね、この男女賃金格差について本当にわかりやすいことを語ってくださっております。

「当時同じ雑誌社に書いていて、同じくらい人気があっても、女性は男性の半分の原稿料しかもらえなかった。おかしくないですかと言ったら、『お金に汚い女だ』と言われ、『女性はやがて結婚して男性に食べさせてもらうのだから男が倍もらうのは当然だ』と言われたそうです。

それでまた池田さん家を建てたそうですが、「女のくせに家を建てやがって」とも言われたということなんです。

まあ50年前のことですけども、本当に、日本にはこういうあからさまな男女差別、ジェンダー不平等がですね、根強く残っているということなんですね。

それで、こういう日本の現実がたくさんあります。

それで、経済的に女性が自立するっていうことがいかに大事かっていうことは、不平等があるから家庭でも男女が不平等なんですね。そして経済的な自立ができないから、DV被害の人

たちは逃げられないんですね。

そういうことにもつながっていていると思いますので、この男女賃金格差を本気で是正していくってことは本当に大事だと私は考えております。

もう本当、基本じゃないかなというふうに思っております。

そこですら、水巻町において、ジェンダー平等を広げていく。町が率先して、この町のジェンダー平等を広げていくっていうその大きな役割を持っている町としてですら、全ての計画、政策などに、ジェンダー平等の視点を貫くことが求められていると思います。

それで、早速水巻町役場におきまして、152人の正規職員がいらっしゃる。その中の男女比をお聞きしましたら、男性96人、女性56人ということで、2対1の割合ですら、女性職員は全体の3分の1しかいないという実態です。

で、当然、国連や国際社会はですら、2030年までに男女の完璧な平等を目指しているということですから、やはり私は半々ぐらいが自然だろうと思うんです。もう3分の1しかいないって。で、この件に関してですら、職員採用における男女比の考え方についてね、どのように考えておられるか、お答えをお願いします。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

ただいまの岡田議員の再質問にお答えいたします。

採用試験に対する考え方でございますけれども、そこには、一切、男女の差というものは考えておりません。

まず、筆記試験、あるいは性格診断等々、数値化されてスコア化されたものが、私の手元に全受験者の分が届きます。

そこで順位づけをいたしまして、次の2次試験に進む受験者を選んでいきまして、最終的に面接でどうなるかというようなことになるんですけども、現在ですら、先ほど岡田議員、お調べになってたとおり、男性の比率のほうが、職員数全体の割合からすれば男性のほうが65%ぐらい、女性が35%ぐらいということですから、男性のほうが確かに多いんですけども、これ年代別にちょっと確認したところ、30代以上は、どうしても男性のほうが多いという比率になっておりますが、20代の若手の職員、最近採用した職員も含めまして、20代に関して言いますと、女性が55%で、男性が45%と、女性のほうが多いという実態がございます。

ですので、私どもはもう当然試験とかですら、能力で採用を決めておりますので、女性だから不採用とか、男性だから採用というような視点は一切持っておりません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

どこかの医学部のようにですね、女性のほうが点数よくても、10点下げるとか15点下げるとかですね、女性を合格させないというようなことがあることを言ってるわけじゃなくてですね、やっぱり男女比は半々になる方向に持っていく、例えば、同じ点数なら女性を取ると。そういう姿勢が町には必要だということをおきたいと思います。

これがジェンダー主流化ということなんですよね。

全てのいろんな政策・計画に、そのジェンダーの考え方を持っていくということですね。それを言っておきたいと思います。

それでですね、女性の登用についての問題です。

水巻町ではですね、これも全部ネットでホームページを開きましたらもう全国の自治体の、全てのどれだけの人が、産休を、男性が育休をとったかとか、全部数値が全て出てきますね。

それでちょっと私も、昨日見ましたけれども、男女共同参画プランによりますと、審議会への女性委員の比率の目標は35%。役場の役職者への女性の登用は、係長以上に占める女性の比率の目標は25%です。

が、課長管理職の割合は、2020年は、19人のうち女性は3人で15.8%だったものが、2021年からは19人中は2人で、僅か率は10.5%です。

係長職ではですね、20年は31人中8人、25.8%。21年は38人中9人で23.7%です。比率も前年より落ち込んでるんですけども、前年よりも係長職がですね、7人も増えているのに、その中で女性はたった1人しか係長になってないということを見ますと、町がこのジェンダー平等の政策視点、ジェンダー主流化についてのね、努力はちょっと私には見えにくいなというふうに、思っています。

政府はですね、指導的な地位に女性が占める割合は30%、これが目標なんです。

ぜひですね、このジェンダー主流化を進める上でもですね、この女性の登用というのは本当に大事なことだと思うんですけども、町長はこの女性登用についてどのように考えておられますか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

先ほど、全体の比率等々がありますが、今の年代で、40代50代、先輩の町長さんたちが採用されたわけで、今の、私が町長になってのこの8年間、先ほど課長が申しましたように、女性のほうが、どちらかと言ったら多く採用しているんじゃないかなというふうに考えています。

それと先ほどの係長の話も、大体男性が多い、その当時の町長さんたちの比率の中で、女性が少ないという中で、そういう比率になってるんじゃないかなと。

しかし今、30代以下で男性と女性はほぼ同じになると、だんだんと女性の係長、また管理職も増えてくる。

だから、岡田議員が言われるように、半々が一番いいというのにはですね、私の時代からは、そういうふうな形になってるんじゃないかなと。

今言われている以上の上は、今までの、各町長さんがどういう形で——。まあ、成績、性格等々で選ばれたとは思いますが。

基本的に私は、先ほど言いますように、女性だから男性だから、多く採るとか、少なく採るじゃなくて、まずは、基本的には能力。それから、やっぱり役場に適しているかどうかと。これが一番の、選択の重点じゃないかなと。

そしてその上でですね、大体、去年は男性が多かったから今年はちょっと女性を多く採ろうかなとか、そういうのをやっぱり人事協議会等で考えているわけですが、基本的には、今の時代に沿ったような形で、私としてはやっているつもりでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

職員の採用についてはですね、もう先ほど申しましたように、ぜひ、同じ点数なら女性を採用するという視点が大事だということです。

それと女性の登用についてはですね、これ管理職への登用の問題です。

大変、ここ雛壇見てもですね、課長職が2人しかいない。前々年度まで3人いらっしやっただのに1人減ってるわけですね、実際。

だから、まあそれは年代のこともあるという御答弁なんですけれども、やはり女性を積極的に登用していくっていう姿勢がですね、やはり今のジェンダー平等の中ではね、実現するためには求められているんだと。その意識をね、やっぱり執行部の皆さんがしっかり認識していただくっていうことが、私は大事なことだというふうに思っております。

それでですね、この男女共同参画プランなんですけども、ちょっと私、国の基本計画のちょっと後追いになってるような気がするんで。後追いでっていうのがですね、今度2020年で、今度2025年にはもう国が出しますよね。2025年度には基本計画を、5年を大きな見直しということで、今度6次が出ますよね。そのときに、水巻は5次に合わせてやりますよっていう見直しなんです。

だからちょっと、国に合わせて少し計画の見直し方を変えないと、ちょっと1次分遅れて計画が立つっていうことに私思ってるんですけどその辺、課長、どう考えてますか。

議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

御質問にお答えをいたします。

第3次水巻男女共同参画プランもですね、一応計画の中では、大きな見直しとですね、制度が改正になったりした場合については、随時見直しをかけていくような形にしておりますので、特に今回ですね、町長の答弁にもございましたけれども、中学生向けのアンケートとですね、事業者向けのアンケートということで、これまでプランを作成するに当たっては、住民の方向けにアンケート調査等々を行って策定をしておりましたが、懇話会ですね、男女共同参画の懇話会の中での意見がですね、どちらかという、若い世代の方の意識を改革する、教育環境にある内から、そういった意識づけをしていくことが重要じゃなかろうかということで、今回、中学生向けのアンケートを取ったわけなんですけれども、こういったアンケートを取った結果に基づいて、今後もプランの中身につきましては、柔軟に、そのアンケート等の意向を尊重した形で、修正をできればというふうにも思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

すいません、国の基本計画に合わせてね、男女共同参画プランが行われますので、町では実行されていきますんでですね、国の計画と町の計画とかこうちょっと数年間のずれがあるので、ちょっと、本当はスタートをもう2年ぐらい早くしとけば、国に合わせていけたのかなっていうのを、私は思っております。前任の担当者のことになるかどうか分かりませんが、はい。

それとあと学校給食について一つですね。

もう今まで、議論はしてまいっております。限られた予算の中でできる限りの配分をしていきたいと。

同じなんですよね。限られた中の。同じことを考えてるんです。限られた予算の中でどれだけそこに振り向けられますかというこの議論をしたいわけです。

今450万。この450万をいかにね、もう少し増やしていくか。そこが一番の問題で、その議論をしたいわけですね。

それで今度、上がった分は多分上げてくださるんだろうと思いますけど、450万を1000万、2000万までは大丈夫ですと、そういう御答弁いただきたいんですね。どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

岡田議員が言われることは分かっておりますが、先ほど答弁したように、私たちも全体を見ながら――。

そして、今、給食改革もやっておりますし、来年の値上げは当然あります。

はっきり言ってますように、値上げ分は保護者に転嫁しないと。まずそれからスタートして

ですね――。

それから、今度は国政でも、立憲民主党が給食の無償化。共産党もそうでしょうけど。

答弁にもありますように、来年のこども家庭庁か、そういうところですね――。

また、国ですね、やっぱり議論をしていただいてですね、やっぱりしていただかないと。この小さな町村ですね――。

先ほど、お金の予算の関係も言っております。ね。やっぱ1億かかると。

そのほかにも、かなりの面で子供にかけておりますので、岡田議員が言われることは分かっておりますが、いきなりですね、この小さな町でできることとできんことがありますので、それは御理解していただきたい。

以上です。

[「理解してます。」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

以上で、2番、日本共産党の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 59 分 散会